

3 緊急避難所の提供

お問い合わせ 福祉総務課 048-259-7647

りさい
罹災(火災等の被害)によって自宅での居住が難しくなり、かつ親類縁者、知人等、身を寄せる先がない場合に、「緊急かつ一時的な避難場所」として、市営西川口住宅をご案内しております。

利用を希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

【利用上の注意】

- ① 利用期間は、原則 7日間 です。
- ② 費用(使用料、光熱水費等)はかかりません。
- ③ ご利用期間中に次の住まいを確保していただくことが条件となります。
- ④ 緊急避難所のため、家財道具等は設置しておりません。
- ⑤ 電気・水道はすぐに使用できますが、ガスの開栓には時間を要することがあります。
- ⑥ 避難所への移動はご自身でお願いします。
- ⑦ 利用希望者が多数になった場合は相部屋をお願いすることがあります。
- ⑧ 利用終了時には部屋を清掃していただくようお願いします。
万が一、破損した箇所があったときは、修繕をお願いすることがあります。

4 市営住宅の入居

お問い合わせ 住宅政策課 048-242-6325

- 一時避難中に住まいの確保ができなかった場合、市営住宅に一時的に入居できる場合があります。
- ※ 市営住宅の入居資格を有するものに限りです。

条 件

- ① 災害等に遭った日までに、引き続き川口市に居住していること。
- ② 川口市の市民税を滞納していないこと。
- ③ 災害等の証明書の交付を受けていること。
- ④ 入居者または同居者が暴力団員でないこと。

使用料・敷金

- 使用料:一時使用する住戸の最も低額の家賃と同額となり、敷金はありません。

期 間

- 原則、3ヶ月以内となります。
- ※ 特別な事情がある場合に限り、最長1年まで延長可能となります。

その他

- 入居するにあたり、いくつかの申請書類があります。
- 詳しい内容については、住宅政策課へお問い合わせください。